

統計等データの提供等の判断のためのガイドライン(案) 概要

「統計改革推進会議最終とりまとめ(平成29年5月19日統計改革推進会議決定)」に基づき、統計等データの利活用と個人等の情報の保護の両立を図るとともに、各府省が、統計的な利活用を目的とした統計等データの提供要請等に対応するに当たり、統一的・整合的に、適切な判断を行えるようにするために定めるもの

提供要請等を受け付ける窓口

- 各府省は提供要請等を受け付ける窓口を公表。窓口は統計等データの所在案内等にも対応
- 各府省は、保有する統計等データに関する所在情報を公表
- 窓口は、要請者からの提供要請等を受け付ける。受け付けた提供要請等について、標準的なチェックリストの活用により対応を検討し、可能な限り速やかに回答(提供が困難な場合は理由を明示)

提供等の改善のメカニズム

【対応の記録】

- 各府省は、提供要請等や再検討の申出への対応を記録

【提供等の改善のメカニズム ①回答に対する再検討の申出に対する対応】

- 政策立案総括審議官等は、提供要請等への回答について再検討を求める者からの申出を受け付け、対応記録等を用いて検証。検証結果を踏まえ、担当部局が対応の見直しに取り組む

【提供等の改善のメカニズム ②推進委員会に対する課題の提案】

- EBPM推進委員会は、各府省から、当該府省のみで対応困難な案件に係る課題の提案を受け、検討する

【提供等の改善のメカニズム ③国民からの要望の受付】

- EBPM推進委員会は、毎年度、統計等データの提供等に関する要望・提案を受け付け、必要に応じ統計委員会の意見を聴取し、検討する

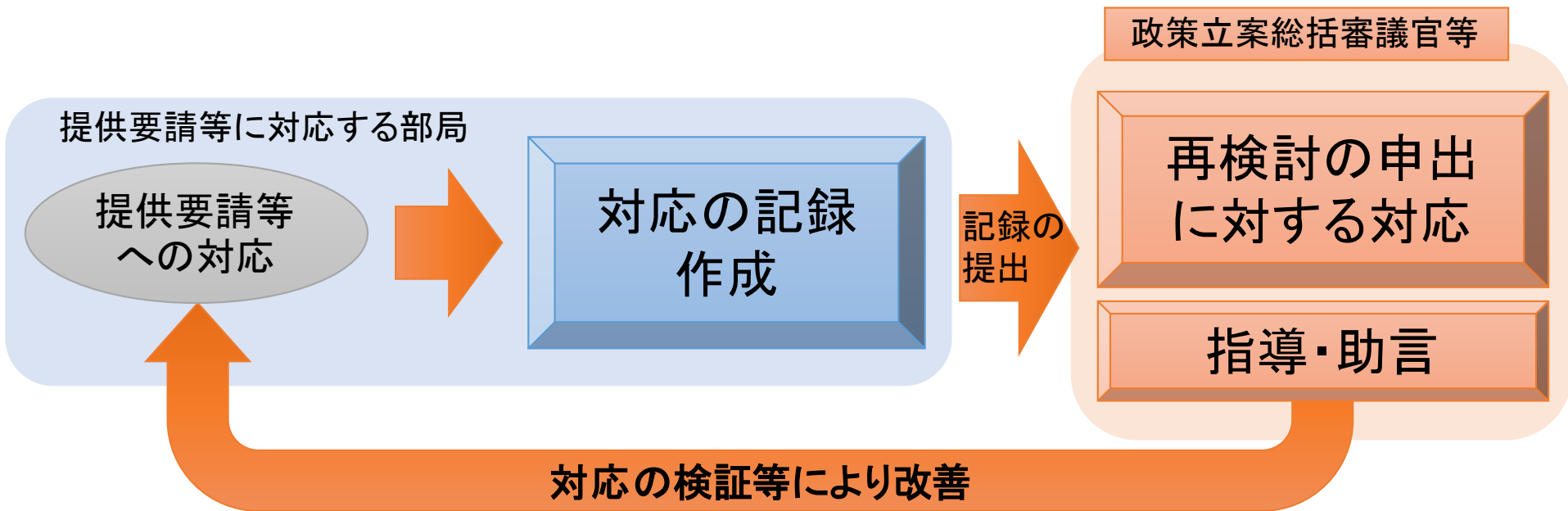
府省間でのデータの相互利用等

- EBPMを推進するため、政策立案総括審議官等は府省間での統計等データの要請・提供に主体的に取り組む

統計等データの提供等の判断のためのガイドライン(案)のポイント

提供要請等への対応を、各府省の政策立案総括審議官等が改善する仕組みを構築

- 再検討の申出を受け付け、対応の記録等を用いて検証し、対応を見直し
- 対応の記録の提出を受け、提供要請等への対応状況を把握し、指導・助言



さらに、EBPM推進委員会において、提供等の改善を図るための以下の取組を実施

- 政策立案総括審議官等から当該府省で対応困難な課題の提案を受け、検討
- 統計等データの提供等に関する国民からの要望、提案を受け付け、検討